

佐賀県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年八月四日から平成二十一年九月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 浜玉相知線	唐津市浜玉町横田下字高虹三〇番一 地先から 唐津市鏡字生駒二六五五番一 地先まで 唐津市鏡字柿木谷四八五六番五 地先から 唐津市鏡字生駒二六五〇番一 地先まで	平成二一・八・四